
D. 僧侶への道

1. 得度・受戒・四度加行・伝法灌頂

僧侶になるためには、次に掲げる行位を修さなくてはなりません。

詳細や申込については、すべて揭示にて案内します。

入学前にこれらの行位をひとつでも受了している学生は、各受了届あるいは金剛峯寺発行の僧籍簿の複写を宗教教育係に提出してください。

【得度（とくとど）】

得度とは、生死の苦海を渡って涅槃の彼岸に趣くことで、さとりの初道となる入門儀式です。剃髪し袈裟を着けて、仏弟子である自覚を持ち続けることを誓います。

毎年5月下旬か6月上旬に、高野山学園主催の得度式を、総本山金剛峯寺において戒和尚である管長猊下に従って執り行われます。

得度を終えたのち、直ちに度牒授与の申請を行ってください。申請用紙は宗教教育係にあります。師僧の所属する宗務支所を経由して金剛峯寺に提出してください。

【受戒（じゅかい）】

受戒では、伝戒大阿闍梨より戒律を教示され戒体を授かり、これを守持することを誓います。真言宗では、菩薩戒、求寂戒、苾芻戒を授かります。

毎年6月上旬か中旬に、3日間にわたって受戒が開筵されます。未受了の学生で、当年度中に加行の実修を考えている学生は必ず入壇してください。

申し込みは、大学で得度と併せて行いますので注意してください。

金剛峯寺に直接申請し受戒した学生は、必ず受戒受了届を宗教教育係に提出してください。

【四度加行（しどけぎょう）】

四度加行とは、伝法灌頂に入壇するために修める行を指し、日数は100日以上を要します。

本学では真別処圓通律寺（男子）、専修学院尼僧部（女子）において8月

～9月、2月～3月の夏季休暇あるいは春季休暇中に行う加行を取り扱っており、前期・後期と二分にして修します。両道場には年齢制限があります。

この他に、高野山内外の寺院で行う加行などがありますが、本学取扱以外の加行を成満した学生は、必ず加行成満届を金剛峯寺と宗教教育係へ提出してください。

【伝法灌頂（でんぼうかんじょう）】

伝法灌頂は密教において特に重んじるべき厳儀のひとつです。秘法を授かり、阿闍梨となります。入壇には得度・受戒および四度加行を成満しなければなりません。

毎年10月下旬か11月初旬に開壇されます。

本学取扱以外の加行を成満した学生は金剛峯寺に直接申し込み、入壇審査を受けてください。金剛峯寺に直接申し込み入壇した学生は、必ず伝法灌頂受了届を金剛峯寺と宗教教育係へ提出してください。

※各行位入壇には所定の試験および面接等があります。審査の結果により入壇を保留または取り消すことがあります。

※その他「学外施設利用制度」を利用し、上に挙げる行位を専修学院において修める事が可能です（詳しくは『高野山大学要覧』を参照してください）。

※以上の行位履修は、専ら高野山真言宗の僧侶となるために示すものです。

他派寺院の徒弟は、金剛峯寺ならびに所属派の本山規程を確認の上、これに従い手続きを行ってください。

●僧侶になることを希望していない在家の学生も、毎年春と秋に伽藍金堂にて金剛峯寺主催で行われる結縁（けちえん）灌頂を受けることができます。高野山で学んだ機縁に入壇することを薦めます。

2. 僧階補任規程（抜粋）

得度、受戒、四度加行、伝法灌頂を終えた者で、以下の条件を満たせば、該当する僧階が与えられます。

大僧都 高野山大学大学院（修士課程）修了者で教学実習4科目を修得した者。

権大僧都 高野山大学文学部卒業で教学実習4科目を修得した者。

- 中僧都 高野山大学文学部3年修了者で教学実習を3科目以上修得した者、又は別科を修了した者で、教学実習4科目を修得した者。
- 権中僧都 高野山大学文学部2年修了者で教学実習を2科目以上修得した者。
- 少僧都 高野山大学文学部1年修了又は別科1年を修了した者で教学実習を1科目以上修得した者。

※詳細については、宗教教育係にお問い合わせください。

※卒業予定者の場合、12月初旬より申請を受け付けます。

3. 教階補任規程（抜粋）

教階は、大学長が推薦し、管長が補任しますが、ここには本学卒業時に補任の可能性のある司教の規程のみを挙げます。

司教 高野山大学並に高野山大学大学院卒業者にして、在学中所定の布教単位を修め、その成績優秀なる者、補教補任後三ヶ年以上を経過し研修を怠らない者

4. 参籠証

僧階申請を行う学生のうち、在学中毎月21日の報恩日に出席し、所定の回数（11頁を参照）を満たした者には、奥之院での参籠を終えたものとみなし、参籠証が交付されます。希望者は僧階補任申請を行う際に、同時に参籠証交付申請も行ってください。

5. 学階補任規程（抜粋）

第3条 学階は、本宗教師である学生の中から次の各号により高野山大学学長がこれを推薦し、学階選考会の審議を経て、管長がこれを補任します。ここには本学卒業時に補任の可能性のある補講・司講の規程のみを挙げます。

1. 補講 高野山大学卒業者中特に自他宗学に造詣ある者、又は、これと同等の学力ありと認めたる者
2. 司講 高野山大学大学院修了後なお自他宗学の研究を継続している者、又は、補講補任後三ヶ年以上経過し、なお研究を怠らない者